

【ライセンス WT】 確認事項に対する回答

(一社) 日本書籍出版協会
知的財産権委員会幹事
弁護士 村瀬 拓男

1 独占的ライセンス契約の実態について

出版界での独占的ライセンス契約は、基本的に紙媒体書籍または電子書籍の「著者」との間で締結される。

ライセンサーとなる著者自身の「出版」利用は原則としてNG, すなわち完全独占的ライセンスとなるものが多いが、電子的利用については、不完全独占的ライセンスとなることも多くなっている（後述）。

紙媒体書籍でのサブライセンスはほとんど行われていないと考えるが、電子書籍では配信事業者に対するサブライセンス（多くは非独占）が行われるため、サブライセンス可とすることがほとんどだと考えられる。

二次的利用として位置づけられる、翻訳や映像化、商品化については出版社自らが手掛けるケースは多くなく、出版契約の時点では、出版社を「窓口」として位置付けることが多い。

2 独占的ライセンスの独占性の対抗又は独占的ライセンサーから直接差止請求ができないことについて問題となった事例や懸念点について

出版権制度が存在するため、従来はカバーできていた。ただ、出版社が手掛ける事業の多様化や、特に電子におけるビジネスモデルの多様化に、出版権規定で対応できるのかという懸念はある。

3 独占的ライセンスの対抗制度や独占的ライセンサーに固有の差止請求権を付与する制度の導入について

① 独占的ライセンサーが第三者（著作権等の譲受人、他のライセンサー、不法利用者等）に対し、当該独占的ライセンスを対抗できる（当該著作物を「独占的に」利用できる地位があると主張できる）とする制度を導入することについてどのように考えるか。

望ましい。

② 独占的ライセンサーに固有の差止請求権を認め、当該独占的ライセンスを対抗することが可能な第三者（著作権等の譲受人、他のライセンサー、

不法利用者等) に対し, 直接当該独占的ライセンスに係る著作物の利用の差止請求を行うことを可能とする制度を導入することについてどのように考えるか。

望ましい。

- ③ 独占的ライセンシーが第三者に対し, 当該独占的ライセンスを対抗できるとする制度及び独占的ライセンシーに固有の差止請求権を付与する制度が導入される場合, どのような制度が望ましいと考えるか。相手方が著作権等の譲受人の場合, 他のライセンシーの場合, 不法利用者の場合で, 制度設計を変えるべきと考える場合は, それぞれどのような制度設計が望ましいと考えるか。

例: ア) 独占的ライセンスの登録をすることで, 独占的ライセンスの独占性を対抗し, 独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

イ) 独占的ライセンス契約の存在及び当該契約に基づく事業の実施を立証できれば, 独占的ライセンスの独占性を対抗し, 独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

ウ) 独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに, 相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば, 独占的ライセンスの独占性を対抗し, 独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

エ) 独占的ライセンス契約の存在を立証できれば, 独占的ライセンスの独占性を対抗し, 独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度

制度設計としては, 上記(ウ), 不法利用者に対しては(エ)で足りるとするのが妥当だと考える。

著作物の点数の多さから, 登録制度(ア)は当事者のコスト, 社会的コストが高すぎると考える。また実施を要件(イ)とすると, 契約から商品を市場に出すまでの期間が保護されず, 独占を保護することにつながらない。

- ④ 独占的ライセンシーに固有の差止請求権を付与する制度を導入する場合に, その差止請求権の行使にあたって著作権者の承諾を要件とすることについてどのように考えるか。その他, 著作権者に配慮した要件(差止請求権の行使前に著作権者に事前通知する旨の規定等)を課すことについてどのように考えるか。

下記4④で述べるように, 実務上著作権者への問い合わせを行って

るケースが多いが、明らかな海賊版の場合行わないことも多い。

その例にならえば、承諾を要件とすることは制度として使いにくくなるため、妥当とは思われない。事前通知については、やむを得ない場合に「事後」も許容されるのであれば、実務上対応可能ではないかと思う。

- ⑤ 上記の対抗制度及び差止請求権制度の導入方法として、既存の独占的ライセンス契約含め債権的な独占的ライセンス契約については、現行法における取扱い（第三者に対し、独占的ライセンスの独占性を対抗することはできず、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができない）を維持し、別途、出版権のような物権的な独占的利用権を新たに創設して、当該独占的利用権の設定を受けた者だけが、第三者に対し、その独占性を対抗し、直接差止請求を行うことができる制度とすることについてどのように考えるか。

物権的な独占的利用権を創設することは、民法の考え方と整合的だとは思われる。しかし、そもそも出版権規定が妥協の産物であり、使いにくいところがあるとはいえ、出版界は80年以上出版権規定とつきあってきており、その見直しにつながるのであれば、積極的に物権的構成（出版権的構成）を推すことはできない。

また、現行出版権規定についても、下記4⑤で述べる通り、出版に関する利用の全てをカバーできていないわけではない。保護が望まれる独占性については、独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位をいうものと、定義されているが、そこにおける「著作物の利用」は多くの場合、著作権の一部の利用であり、支分権単位ですらないことも多い。現行出版権規定が支分権単位での設定となっていることを考えると、出版権的構成だと実際の利用形態に対応が難しく、過剰または不十分なものになってしまう危険があるのではないか。

4 出版権の利用状況等について（出版物の独占的ライセンスがある場合のみ）

- ① 締結している出版物に係る独占的ライセンス契約のうち出版権設定契約と独占的な出版許諾契約の割合はどの程度か。

出版権設定になじむ単独著者の書籍出版の場合は、9割近くが出版権設定契約となっているのではないか。複数著者の書籍やムックの場合は必ずしも出版権設定契約となっておらず、雑誌においても出版権設定契約が使われているわけではない。

書籍系やコミックの電子出版では、法改正以降出版権設定契約としてるのがほとんどであるが、最近では著作権者から電子の権利を細分化したりエージェントを通じた契約としたりして、出版権設定契約を選択し

ないケースも見られるようになっている。

- ② 著作権設定契約ではなく、独占的な出版許諾契約を選択するのはどのような場合か。

紙媒体書籍であれば、他社単行本の文庫化などの二次出版の場合（親本の契約が残っている）

電子書籍の場合は、著者が自らのサイトで展開したい、といった理由が挙げられることもある。

エージェントや事務所を通しての契約の場合、先方で使用している契約書式が著作権設定契約となっていないことも多い。また、執筆契約を含む契約の場合も、著作物が成立していることが前提の著作権設定となじまないという理由で、許諾契約のスタイルがとられることがある。

- ③ 著作権設定契約を締結している場合、著作権の登録を行っているか。行っているとすれば著作権を設定しているうちの何割くらいか。また、著作権の登録を行う、行わないの判断の際に考慮するポイントは何か。

出版は一点ごとの売上高が小さいものが多いので、登録費用が無視できない。

また、著作の実名・住所なども明らかにしなければならないことも登録しない理由となる。告訴を躊躇するようなケースも同様

著作権設定が行われる出版物の場合、二重設定のリスクは少なく、問題が生じた場合も出版社同士の話し合いでほぼほぼ解決することから、登録にまで至らないことも多い。

- ④ 著作権に基づいて差止請求を行う場合、実務上、著作権者の承諾を得ているか。承諾を得ている場合は、個別の案件ごとに承諾を得ているか、それとも包括的な承諾を得ておくことが多いか。

著者が許諾していたり、別名で出していたりすることもあり得るので、個別の案件ごとに確認・相談するのが一般的。明らかな海賊版の場合は対応スピード優先で、著者への確認・相談せず差し止めを選択することもあると思われる。

- ⑤ 著作権を利用するにあたって支障を感じている点があるか。あるとすれば、どのような点に支障を感じているか。

紙媒体出版物しかない時代には、「著作権設定」と「出版に関する利用許諾」との間に違いはなく、おおむね著作権規定の範囲で出版契約の重要事項はカバーされていたと言える。それでも著作権規定がなじむのは単一著者の書籍に限られていた。

現在、紙媒体も電子媒体もビジネスモデルや流通形態に変化があり、出版社の活動の幅も広がることにより、「著作権設定」だけでは出版契約が成り立たない

状況が生じてきていると考えられる。

出版権が、支分権に依拠した物権的構成をとっている以上、やむを得ないのであるが、「出版権規定」に頼らない契約実務が要求されてきている状況になっていると考える。